

京都府におけるホームヘルプサービスの充実に関する要望書

京都府におかれましては、平素より府民福祉の向上のため積極的な福祉施策を推進され、また、私ども京都府ホームヘルパー連絡協議会に対しましても格別の御高配を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。また、本会の運営の充実のために財政支援をいただいていることに対しまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、今日において、老々介護、引きこもり、8050世帯、など複雑多様な生活課題を抱えた世帯が増加するとともに、地域の高齢化・過疎化など地域課題も顕著になる中、ホームヘルパーはサービスを活用される利用者が「住みたい地域で、いきいきと暮らす」ための環境整備において、高い専門性を発揮することが求められています。ホームヘルパーは地域共生社会の実現のために欠かせない存在です。

しかし、ヘルパーの人材不足や高齢化は著しく、人材不足を理由にサービス提供を断る事業所や、サービスの継続が難しく、事業所を閉所せざるを得ない事業所もあるのが現状です。さらに、2024年度の介護報酬改定では、基本報酬が下げられ、小規模事業所の置かれる状況は、より一層厳しくなっています。住み慣れた地域や自宅での暮らしを支えるホームヘルパーに対し、適切な評価、人材確保への取り組みがされることを願います。

また、新型コロナウイルス感染症は感染症法上5類に移行され、社会の感染予防に対する関心も薄れてきていますが、現在も高い感染力があることから、ホームヘルパーは変わらない感染予防対策と、高い感染予防意識を持ち行動しています。

私ども京都府ホームヘルパー連絡協議会は、現場のヘルパーの支えとなる情報提供や研修実施に努め、訪問介護の仕事の魅力や現場の声を発信することを通し、ヘルパーが目標ややりがいをもち、継続して働き続けられる環境を確保していくよう活動しています。

つきましては、ホームヘルパーを取り巻く実態を御覧いただき、府民の皆さんのが安心して地域の一員として暮らし続けられるよう、また、私どもが利用者の思いや希望に沿いながら、安全で質の高い支援を提供できるよう、別紙の要望項目について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年8月21日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府ホームヘルパー連絡協議会
会長 今村 真理



要望事項

1. 人員不足、ホームヘルパーの高齢化など訪問介護事業所が抱える課題について御理解いただき、ホームヘルパーが専門性を発揮し、安心して働き続けることが出来る環境整備について具体的な御支援をいただきますようお願いいたします。

(説明)

- ① ホームヘルパーは地域で暮らす利用者の生活に寄り添い、一人ひとりの尊厳ある豊かな暮らしを支える専門職です。しかし慢性的な人員不足と、ホームヘルパーの高齢化が進み続けています。

2024年度の報酬改定では、基本報酬が引き下げられました。厚生労働省は処遇改善加算を高くしたと説明していますが、基本報酬が下がることで処遇改善加算額は下がり、事業所の収入は減額することが想定されています。また、加算手続きの煩雑さは、人員不足の事業所にとってはより現場を圧迫することに繋がっています。厚生労働省による介護事業所経営実態調査を基にした今回の報酬改定は、現場の状況に即さず、現場で奮闘するホームヘルパーの志気を下げるものでもありました。

つきましては、人の暮らしの基盤を支えるホームヘルパーの専門性を適正に評価いただき、引き続き介護保険の基本報酬の底上げを国に働きかけていただきますようお願いいたします。

- ② 京都府内の中山間地など過疎地域では、支援に際して車が必須となり、かつ長い移動時間を要します。実際の援助時間よりも移動時間が長くなり、遠方に住む利用者を受け入れるほど一日の訪問件数は減少し、算定報酬が少なくなるという事態が生じています。最近では、過疎地域の訪問介護事業所の閉所をうけ、利用者を引継ぎ、より遠方の支援に入らなければならないケースも増加しています。

2024年度の報酬改定では、「訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬見直し」や「特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所等加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算」などいただいておりますが、サービス付き高齢者住宅などの移動範囲や居室内の整った住宅への支援と、過疎地域にある住宅への支援は、同一の支援時間であっても、移動時間を含め、係る労力に大きな差があることや、算定要件が実態から乖離していることを御認識いただき、「住み慣れた地域での暮らし」の継続のため、適切な介護報酬単価（地域区分含む）の見直しをご検討いただけるよう、国への働きかけをお願いいたします。

③ ホームヘルパーは、一人で利用者の自宅にあがり、一人で支援に当たらなければならぬことから、高い専門性が必要とされ、介護職の中でも敬遠されてしまうことがあります。ホームヘルパーの人材確保のため、魅力発信に力を入れ、潜在化している資格保有者へのアプローチなど、広域的な支援をいただきますよう、御対応をお願いいたします。

④ 現在、施設介護では安定的なサービスの提供を可能にするため、介護記録のデジタル化や、見守りセンサーの導入等、ICT化による業務効率化が進められています。

一方で、訪問介護の現場では、初期費用の負担が難しいことや、職員不足による日常業務の圧迫からICT化を検討することも難しい状況があり、浸透していないのが現状です。

訪問介護の現場では記録の電子化の他、タブレット端末等による遠隔支援を活用することで、訪問介護特有の一対一での仕事に対する不安感を払拭すること、またそのようなICT化が人材確保や育成につながることが期待されます。

京都府におかれましては、既に「京都府介護ロボット等導入支援事業補助金」等を設けていただいておりますが、補助対象となる要件を満たすことが難しい事業所も多いことから、訪問介護事業所のICT導入に向けた支援をお願いいたします。

2. 新型コロナウイルスは5類に移行されましたが、利用者の生活を守るため、変わらない感染対策と細心の注意を払い訪問を継続しているホームヘルパーの現状について御理解いただき、引き続き安心してサービスが提供できるよう、具体的な御支援をいただきますようお願いいたします。

(説明)

① 新型コロナウイルス感染症は5類に移行され、令和6年4月からはワクチンの接種も有料となりましたが、高齢者の支援にあたるホームヘルパーは、利用者の安心・安全のため、コロナ禍と変わらない感染症対策を講じています。

利用者の自宅を訪問するごとにエプロンやマスクを付け替え、支援内容により手袋を変えるなど、施設介護とは異なり、消耗品の費用負担も大きくなっています。

コロナ禍に京都府から配布いただいた検査キットも底をつけ、各事業所で費用負担をしていますが、物価高騰もあり非常に厳しい状況です。

つきましては、継続的な訪問介護事業所のニーズに合わせた衛生用品の確保、支給、財政措置等、より一層の御支援と御配慮をお願いいたします。